

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 最終改正：平成28年環境省告示第37号

■海域

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--|---------------------|-----------------------|---------------|----------------------|-------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) |
| A | 水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げる もの | 7.8以上 8.3以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 | 検出されない こと。 |
| B | 水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 検出されない こと。 |
| C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | — |

備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。
2. CODについて、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|---------------|----------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| II | 水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| III | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。) | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| IV | 水産3種・工業用水・生物生息環境保全 | 1mg/L 以下 | 0.09mg/L 以下 |

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

| 項目 類型 | 水生生物の 生息状況の適応性 | 基準値 | | | 該当水域 |
|----------|---|----------------|------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 | |
| 生物A | 水生生物の 生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 | 第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下 | |

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。